

青 年 部 会 規 約

(名 称)

第 1 条 本部会は、公益社団法人札幌西法人会青年部会と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会の事務所は、公益社団法人札幌西法人会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、公益社団法人札幌西法人会（以下、「本会」という）の一員として、研修会、親睦交流等を通じて次代を担う経営者としての資質向上を図り、法人会の行う事業活動に積極的に参画し法人会活動の充実と活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法人会組織の充実及び各種事業活動に積極的に参画する。
- (2) 租税教育活動の企画、実施を主体的に推進する。
- (3) 部会員の自己啓発を図るため、各種研修会を開催するとともに、経営上の諸問題に関する調査・研究を行う
- (4) 各種行事、情報交換を通じ、部会員相互の親睦・交流を図る
- (5) その他目的達成のため必要な事業を行う。

(組 織)

第 5 条 本部会は、本会会員企業のうち、年齢 53 歳までの次代を担う経営者及び幹部のほか、本部会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

2 前項の年齢は、満 53 歳に達した年度の 3 月 31 日とする。

ただし、役員は、その任期の満了の日とする。

(入会、退会)

第 6 条 本部会に加入を希望する者は、所定の申込手続により入会することができる。

2 本部会を退会しようとする者は、所定の手続きにより任意に退会することができる。

(役 員)

第 7 条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1 名
副部会長	7 名以内
幹 事	25 名以内
監 事	3 名以内
前任部会長	1 名

(役員を選任等)

第 8 条 幹事及び監事は、総会において部会員のなかから選任する。

2 部会長及び副部会長は、役員会において選定する。

- 3 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
ただし、部会長の任期は、2期（4年）を限度とする。
- 4 役員は、任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

（役員の職務権限）

- 第 9 条 役員は、役員会を構成し、本部の定款及び本規約で定めるところにより職務を執行する。
- 2 部会長は、本部の定款及び本規約の定めるところにより、本部会を代表し、その業務を総括執行する。
 - 3 副部会長は、部会長を補佐するとともに、本部会の業務を分担執行する。
また、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代行する。

（顧問及び相談役）

- 第 10 条 本部会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により、部会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、第 5 条を適用しない。

（委員会）

- 第 11 条 本会の事業を遂行するため、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関する規定は、役員会の決議を経て、別に定める。

（会 議）

- 第 12 条 会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とし、部会長がこれを召集する。
- 2 会議の議長は、部会長をもってこれに当たる。
 - 3 定期総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に開催する
 - 4 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。
 - 5 総会の議事は、全部会員の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって決する。
 - 6 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって決する。

（総会の決議事項）

- 第 13 条 総会は、次の事項を決議する。
- （1）事業報告及び会計報告並びに監査報告
 - （2）事業計画及び収支予算
 - （3）役員の選任又は解任
 - （4）規程の改正及び廃止の案
 - （5）会費の決定
 - （6）その他提案事項

（会 計）

- 第 14 条 本部会の経費は、総会で別に定める会費及び本部の予算をもって、これに当てる。ただし、必要と認められる場合は、臨時会費を徴収することができる。
- 2 会費は、原則として年 1 回、事業年度開始後速やかに納入するものとする。

(事業年度)

第15条 本部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(報告)

第16条 本部会の総会決議事項については、理事会に報告するものとする。

(改 廃)

第17条 この規約を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規約は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 この規約は、平成25年度から施行する。(第7条 役員定数改正)
- 3 この規約は、平成27年1月27日から施行する。(第5条 年齢制限改正)

青年部会 会費・慶弔規程

(目 的)

第1条 公益社団法人札幌西法人会青年部会規約第14条(会計)により、次のとおり定める。

(会費の額)

- 第2条 会費の額は、年10,000円とする。
- 2 事業年度の途中において、新規に会員となった場合、
4月から9月までは、10,000円
10月から3月までは、5,000円とする
 - 3 事業年度の中途において退会した場合は、既納の会費は原則としてこれを返還しない。
 - 4 1会員につき複数の入会があった場合、2人目以降の会費は、前1項乃至2項の半額とする。

(納入の方法)

第3条 会費の納入は、事業年度開始の日から2箇月以内に一括して納入する。

(慶弔規定の準用)

第4条 青年部会の慶弔に関する事項については、役員会で別に定めるほか公益社団法人札幌西法人会の慶弔規程を準用する。

(改 廃)

第5条 この規程を改廃する場合は、青年部会総会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 この規約は、理事会の決議(規約第17条)を経た平成28年4月27日から施行する。